

第 18 回定例委員会会議録

委員長) 日程第 1 開会宣言

委員長) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (浅井委員)

委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 19 号議案「芦屋市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この審議会というのは重大事案があったときの調査もしますが、そうでないときにも防止や予防といった対策について御審議をいただくということになるわけですね。会議というのは大体年にどの程度予定されているのですか。

学校教育課主幹) 年に 2、3 回という形で考えております。

委員長) 連絡協議会は、市長部局のほうで多分組織されるということですが、これも同時並行的に進められるのですか。

学校教育課主幹) 2 月 25 日に第 1 回を開催するという形では聞いております。

委員長) そうですか。

ほかに質疑、ございませんか。

浅井委員) 連絡協議会と対策審議会というのはどのような関係で成り立つのでしょうか。

学校教育課主幹) 連絡協議会といいますのは、芦屋市の中で全体的なさまざまな機関等の連携協議という形でそれぞれの情報交換を行いな

がらオール芦屋で進めていくという形でのいわゆる連絡調整を行っていく、また情報交換を行っていくという立場の会でございます。

先ほど委員長からもありましたけれども、問題対策審議会といますのは、もちろん重大事態が起こった場合に調査を行っていく機関でもあると同時に、芦屋市の中でのいじめ問題、またいじめ防止等についてどのような対策を行っていくのがいいのか、またどう進めていったらいいのかということも含めて、実際に起こっている件数等も見ながら、また、状況を把握しながら検討していくという会になっております。

浅井委員) 並行して進めていくということですね。

学校教育課主幹) そういうことになります。

浅井委員) わかりました。

小石委員) 定期的に、ここから報告を求めるとか、そういうことは特にないのですか。

学校教育課主幹) 審議会からの報告につきましては、教育委員会事務局がメンバーに入っております、生徒指導連絡協議会が生徒指導の中にあり、その中でさまざまな問題行動、またはいじめ等についての状況把握をする中で、芦屋市の実態を出し、意見をいただきながら進めていく形になりますので、事務局からこの会の中で報告させていただくという形になります。

小石委員) 要するに、その議事録みたいな形のものが残るということですか。

学校教育課主幹) 附属機関になりますので、会を開催したら必ず議事録を残すという形になります。

学校教育部長) 補足ですが、この審議会は、4ページにあります第10条の所掌事務の中に教育委員会が諮問をし、それに対して調査審議することになっております。次回の2月最初の教育委員会におきまして、諮問内容、特に(1)ですが、いじめ防止基本方針、その方針の対策、これについて提案させていただく予定でございます。

委員長) 諮問をして、その諮問の結果をまたこちらに回答していただくことになるわけですね。

学校教育部長) そのために、少なくとも年間2回程度の会を持ち、1年間見てきてどうだったかも含めてご意見をいただくという流れでございます。

委員長) やはり防止が一番基本にはなります。以前にも申し上げましたが、学校の中でいじめに関する授業というか、生徒さんに対してどういうアプローチをしていじめがいけないということ認識させていくのかとか、そういう教育内容に踏み込む形でどうやって教えていくのか、そういったことを方針みたいな形で検討していただくことになるのですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第19号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

委員長) 次に、第20号議案「芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連

絡協議会の委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員) 今回は、新しく設置されるということなのですか。

学校教育課長) はい。今までは開いておりません。新しく設置したということで、もともとこの会を設置することになったいきさつとしては、芦屋市ではこれまでも海外から外国の方が来られて、実際に義務教育段階の子どもたちは小学校、中学校に入学してきます。外国人の子どもたちについて就学義務はないのですが、全員を受け入れているという状況がございます。ただ、その子どもたちについては日本語が全くわからない状態で小学校、中学校へ入ることになり、学校も非常にその対応は苦慮しているところです。それに対して県のほうからは、子ども多文化共生サポーターを派遣していただいているところであり、そしてその不足分につきましては、市のほうで日本語指導ボランティアを配置してきたのですが、県の支援もだんだん少なくなり、この手だてを市が主体的に担っていかないといけない状況が生まれてきています。その中で、どういう受け入れのやり方が一番効率的で望ましいのかを考える機会が必要になってきたということで、今回の会議は、望ましい支援のあり方を考えようと設置させていただくものでございます。

松本委員) 幼稚園関係の方は入られないのですか。

学校教育課長) 実際に幼児の段階で入る方は少ないです。ないとは言えないですけども、実際に学校生活の中では、やはり学習の面が

非常に困るところでございます。ですから、単に学校生活に適應することだけではなく、学習の支援を考えると、どうしても中心は小中学校に移ってしまうということでございます。

浅井委員) ほとんどが山手中学校校区、潮見中学校校区ということなのでしょう。

学校教育課長) 実際の人数で申しますと、現在、日本語指導を受けている子どもたちの人数は、例えば山手中学校の校区で言いますと山手中学校で3人の子ども、そして岩園小学校で1人の子どもが日本語指導を受けております。それから、潮見中学校の校区で言いますと潮見中学校で4人、それから潮見小学校で3人、浜風小学校に5人。そして、精道中学校区については、宮川小学校で2人が今の日本語指導を受けている子どもたちの実態でございます。

浅井委員) その方々の国籍はばらばらですか。

学校教育課長) 結構ばらばらなところはあります。多いのは、山手校区ですとインドネシア語、フィリピン語、それから中国語です。潮見校区ですとポルトガル語、スペイン語、ロシア語、フィリピン語、中国語が中心になるかと思えます。

委員長) 英語で統一できればいいのですが、いろいろな言葉の子どもがいて、これまでは具体的にどうやって指導をやっていたのですか。

学校教育課長) 本当に日本語がゼロの状態に来る子どもがいます。そのときに一番頼りになるのは、県が先ほど派遣すると言った子ども多文化共生サポーターです。この方は、その言語がわかるので、通訳ができるということです。ただ、その通訳も当初は週に

3日が限界で、あとの日については誰もつかない。あとは子どもたち同士と一緒に生活をする中で、まずはお互いがコミュニケーションをとる形で毎日が進んでいく。その中で少しずつ子どもたちが日本語を覚えていき、何とか子どもたち同士だけで意思疎通ができるようになれば、先生の話も1つずつ伝わるようにはなっていく。比較的まだ低学年の場合はそれが早く、子どもたち同士で言葉を覚えていくのですが、これが高学年から入ってきたり中学校から入ってくると、なかなか厳しいという実態があります。

それともう一つは、アジア圏で漢字圏の子どもたちと、そうでない子どもたちとでも大分その理解のスピードが違うのが実態ですが、とにかく子ども多文化共生サポーターが配置されていることが、最初の受け入れにとっては非常に大きいということがございます。

委員長) そのサポーターの方は、ポルトガル語やスペイン語がわかる人を県は派遣してくれているのですか。

学校教育課長) そのとおりです。言語がわかる方をということです。ですから、その方が保護者との連絡にも非常に大事な役割を担っていただいているということです。

学校教育部長) 訂正と補足がございます。

1つ訂正なのですが、名簿の3ページでございますが、備考欄に書いてございます「学校関係者」というのは「学校教育関係者」となりますことが1つでございます。

それから同じ学校教育部から出しているそれぞれの提案で、大変申し訳ないのですが、任期につきまして、27年1月

15日から28年3月31日までとさせていただきます、要綱の附則に先ほどのいじめの審議会と同様、初年度、1回目については年度切りをさせていただくという旨、追加させていただきます。

委員長) 28年3月31日までですね。

学校教育部長) はい。

それから、説明の補足でございますが、先ほど山手中学校区、潮見中学校区で多いのですかというお話がございました。これにつきましては、学校教育関係者については、校長、教頭、主幹教諭、教諭、この各4つの職階に応じて、複数言語以上の対応が必要な学校で絞り込みますと、この学校になっているということでございます。

それから現在本市におきましても外国にルーツを持つ子どもとしましては、今、調査でわかっているだけで28か国、地域がございますので、対応が必要だということです。

学校教育の現場において、全国的に見た場合、大きく2つの方式がございまして、1つがプレスクール方式、つまり学校に入るまでにどこか1か所で日本語指導等を終えて学校に入れていく。それから個別対応方式がございまして、多くは個別対応方式です。個別対応方式といいますのは、先ほど北野課長から申しあげました一対一対応でサポーターをつけて対応していくというものです。これは県の教育委員会在職中に私も担当していたのですが、兵庫県の場合、散在地域になりますので、スケールメリットの点から県が全体に網をかける方法をとっています。全国的には、御承知のように、豊田市であるとか豊橋市、

浜松市等々、多くの外国人の労働者が入ったところが集中地域になります。そういったところには特別な対策があるのですが、散在地域には対策が少ないのです。それが国の流れの中では今回、第2期の教育振興基本計画の中でも特別の支援を必要とする児童への対応という中で、特別支援教育で障がいのある子どもたち、これが1つの項目です。それからもう1つの項目として、帰国外国人の子どもたちへの対応が大きく示される状況になっているところではあります。そういった中で、兵庫県は散在地域でやっていますので、それを県が集約していました。ところが、それと並行して、多く子どもたちのいる市町村ではこういった組織を立ち上げ、方針も立て、取り組んでいました。芦屋市においては、教育指針の中で子ども多文化共生教育として入れ込んできたということと、それから教育振興基本計画にも落とし込んできたのですが、それだけでは対応としては不十分であるため、こういう会を持って正式に決めていくとなったのが経過でございます。

委員長) 任期については、要綱には2年としか書いていないので、要綱の附則のところに書くということですね。この要綱というのは教育委員会の事務局でつくられたものですか。

学校教育部長) そうです。

小石委員) この会のニーズとしては、要するにこの方々にお集まりいただいて、いろいろな子どもたちの情報を出し合いながら、こういう子たちにどうしたらいいかということ話し合ったりする場なのですか。

学校教育課長) 支援のやり方というのは、例えば多文化共生サポーターが

ついている場合はほぼ一対一対応です。ですから、確かに当初は一対一対応がすごく大事になってくるのですが、その子どもさんに、どこまで手厚い対応ができるのかは、子どもの数だけ、そしてその子どもが本当に日本語で全ての学習が成立するまでつけ続けるのかという問題もあります。それは、財政的に考えても、実際に不可能な話です。そうすると、ではどういうやり方をやっていくのが最も効率的で、子どもたちにとっても理解の助けになり、そして学校の先生にとってもよいのかを模索していく必要があるかなど。例えば、初期指導のあり方はどうするのか。集中的にどのくらいの期間をやればいいのか。それから、本当に学習言語が身につくにはどのくらいの期間のサポートが必要なのか。これは教育委員会として経験上持っているものもあるのですが、それだけではなかなか、予算を取っていくのにも難しいところがあります。専門家の意見を聞いて、これだけの支援が必要であるというものをきちっといただいた上で、来年度以降の予算要求にも生かしていきたいということです。

小石委員) ありがとうございました。

松本委員) この会は、回数的にはどのような感じで行われるのですか。

学校教育課長) とりあえず今年度は、まずこの1月にスタートをして2回は行おうと思っておりますけれども、その後、来年度についてもその会は継続する。一応予算上は3回で要求し、内定をもらっているところでございます。

浅井委員) ほとんどは個別の対応ということですがけれども、今、効果的な適応指導という中で、現在、例えば具体的に行われていることと、それから今後、すぐに行えることが具体的にありまし

たら、教えていただけたらと思います。

学校教育課長) 今、実際にどういうことをしているかという、マンツーマンでついているのが実際でございます。例えば、授業の中に入って、先生が説明する言葉を母語で伝えてあげて、こういうことだよと。例えば教科書に書いてあるところについては、母語に翻訳してあげて、こういうことが書いてあるよと説明をしていくということなのです。ただ、子どもがこれから日本の学校生活を続けていく上で、ずっと母語で生活をするのかというと、学校の中では限界があります。それは日本語で授業を理解していくところに切りかえていかないといけない。その切りかえをどうしていくのかが非常に大きいところです。子ども多文化共生サポーターは、県のほうでは、半年という期間が決められております。ですから、この半年というのが1つの切れ目になるのかなと。いわゆる日本語で日本語を教えるという形の指導の切りかえのタイミングになるのかなというところもあるのですが、そういったことの研究もあわせてしていく必要があるかと思っています。

委員長) 半年間、学校にずっとついているのですか。

学校教育課長) 週3日が限界です。

委員長) 週3日は朝から夕方までですか。

学校教育課長) 一応4時間という決まりがあります。

学校教育部長) 実際、潮見小学校での場合に、一対一対応という初期指導がありますが、ポイントになるのは、学習言語の習得が難しいということでした。日本で生まれ育って普通にしゃべっているのだけれども、自宅に帰ると全て、例えばスペイン語であった

りポルトガル語であるという中で生活するとなると、なかなか学習言語のところに行きません。本来は、市が全体で外国人への全体的な対応を行い、そのうち教育の部分だけを教育委員会が担っているというケースが多いです。よって、市長部局とも連携をとりながら、外国人問題への対応を進める必要があります。あわせて、具体的な指導の面では、日本語理解が不十分な子どもたちもわかる授業のあり方はどうしたらいいのかの研究も取り組みました。平易な日本語で、教師がたくさんしゃべらずに、さらにわかりやすい言葉をキーワードとして繰り返すということを授業でやるのです。実はそれが学習の理解がしんどい子たちにも十分効果のある授業方法であるということも研究しています。そのことがほかの子どもたちにも効果があることがわかってきました。

それからもう一つ、放課後、外国にルーツのある子どもたちを国際ルームという形で集めて、その中で個別指導で補習をやっています。そこにほかの子どもたちも来ていいよとすると、結構その中で自然に異文化理解を進めることができました。そして、大切なことのひとつは、地域支援です。芦屋の場合ですと、こくさいひろばや国際交流協会ということになりますが、NPO団体等と連携をしながらしないと学校だけでは難しいところがあります。そういった地域とのつながりや、関係団体との連携も含めて、どういった支援がとれるのかを考えるということになります。最終は高校入試などのときには明らかに違いが出てしまいまして、そのところを保障できないかという方法も含めて考えていければと思っています。

委員長)

わかりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長)

それでは、次に第21号議案「芦屋市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員)

寺本さんは、何かスポーツの専門でいらっしゃるのですか。

スポーツ推進課長)

スポーツの専門はバレーボールを長年にわたって、学生時代よりやっておられました。

委員長)

市のスポーツ関連の仕事をされていたのが退職されてということですか、市のどういうお仕事されていたのですか。

スポーツ推進課長)

私どもスポーツ推進課の職員でした。もともと指導主事、教員です。

小石委員)

別に異論を挟むということではないのですが、実際こういう人たちをどこにどう配置して、どんな形で活動しておられるかがどうもはっきりわからないので、具体的には、指導すると書いてあるのですが、どこにおられて、いつ、どういうふうにして活動されているのですか。

スポーツ推進課長)

この27名で芦屋市スポーツ推進委員会という組織づくり

をしておりまして、活動的には月1回の定例会議、それから大きいところでは、10月にある体力づくり強調月間ということでJRの駅前でいろいろイベントをするのですが、そのときの企画、運営、指導を行います。それから生涯学習課との関連もあり、地域に出向いて出前講座での軽スポーツの指導、助言。それから市の大きな行事といたしまして、子どもの体力づくり、高齢者の健康測定、種々の各種行事がございます。そこへ派遣といいますか、お手伝いいただきます。それから地域選出ということで、スポーツクラブからの9名ということで、各地域へ帰ってのそれぞれのスポーツ指導をしております。

社会教育部長) 年間に数回の研修会等も行っていて、ルールが変わったりとか、スポーツからの食育のことであつたりとか、その都度いろいろなテーマを設けて研修会を実施する中で、心身の向上を図るために推進員として委嘱しておりますけれども、いろいろなスポーツのイベントのときにも時間単位で執務していただいたり、様々な形で御協力をいただいております。

小石委員) 大体年間何日ぐらい活動されるのですか。

スポーツ推進課長) 定例会が月1回ございます。それから研修ということで、それも2か月に1回ぐらいになると思いますが、講師を呼んで新たなニュースポーツの研修を受講されたり、あとは障害者スポーツでの指導の資格を取得するためのときだとか、あとは阪神間のスポーツ推進委員会での会議等々に出席していただいております。

委員長) 例えば愛護だよりなどを見ると、こんなことやっているのだとかすごくわかりやすいのですが、ペーパーでの報告書とい

ったものを出したり、定例会の議事録だとか、そういうものはないのですか。

スポーツ推進課長) 推進だよりというものを年1回、発行しております。

委員長) そうですか。そういうものを我々も年1回でもいただければ何か見えてくると思うのですが、何もないと全然わかりません。

小石委員) そうですね。ずっと芦屋にいてもこの人たちに接したことがないので、どこへ行ったら接することができるかなと思ったりします。

社会教育部長) 市が主催するスポーツの大会や事業などにその都度、執務をしていただいております。

小石委員) そうですか。いや、今まで知っておかないといけないことだったのかもしれませんが、いつも何となくどこにおられて何されてるかなというのが気になりました。

教育長) 今、委員長も小石委員もおっしゃったのは、せっかくあるこのスポーツ推進委員が機能し、働いていらっしゃることが見えるようになれば、お会いしたら委員長のほうから皆さん御苦労さまですと言えます。何かそういうものがあれば皆様も勢いづくのではないかというご意見かと思います。ただ単にコミスクとかスポーツクラブのまとめ役というだけではなくて、スポーツ推進という役割を何かの形で担っているのだということが見えたということかと思います。

委員長) 我々に見えないということは多分市民にも見えなくて、地元の少し知っている人だとわかるかもしれないけれども、こういう活動をいろいろやっていることがもうちょっと市民に広報

されるような形になったほうがいいのかと思いますので、そういうこともスポーツ推進委員の月1回の定例会でそういう議論もしていただいて、例えば広報紙を出すのにお金が要するというなら予算をまた考えてあげたらいいとは思っています。見えるような形にさせていただいたほうがいいと思います。

社会教育部長)　そうですね。働きの割にはそういうところが本当に見えていないのですが、結構、行事に借り出されておられます。1日いていただいても1回当たり4時間以上で4,000円とか、一日中ついていただいてもそれぐらいしか出ないとか、かなり厳しい環境の中で活動していただいております。

委員長)　そうですね。だから、それぞれの人に年1回でもこういうことを今年はやりましたとかいう作文というか、そういうものをまとめてあげるだけでも、ある意味気持ちの中でも報告する場があるというのはいいことだと思います。

社会教育部長)　そうですね。そこでその方の活躍を御紹介されたり、励みにもなりますし、諮ってみます。

浅井委員)　地域のスポーツ大会などではいつもおられるのですか。

社会教育部長)　そうですね。ファンランでありますとか大きな事業に常に借り出されておられるので、余り報われていないかなと思います。

浅井委員)　例えば今、木高課長が言われた子どもの体力づくりについては、どういうやり方でなさっているのでしょうか。

スポーツ推進課長)　一般広報紙、それから広報紙で募集し、往復はがきで人数把握ももちろんします。そのときに軽スポーツ、親子でなじめる、体を動かせるというスポーツの指導をしております。

今、親子でもそうなのですが、高齢者の方でも手軽に気軽にできるスポーツということで、今、スポーツ推進課のほうで発信しているのは公式輪投げです。場所もとらないですし、ルールも簡単なので、ある程度体を動かせる人は簡単なルールで、競技性もあり結構楽しめるスポーツということで発信しております。

浅井委員) クロリティーですか。

スポーツ推進課長) クロリティーとはまた別です。

社会教育部長) 明日、浜風小学校で公式輪投げ大会がどんど焼きの後で開催される予定です。

スポーツ推進課長) 皆さん、輪投げはされた経験があると思うのです。正式なルールがあつて、簡単なのですが、おもしろくて競技性があつてという、興味津々で楽しまれております。

浅井委員) そういうのは浜風小学校で告知されたりとか、広報紙などでもこういう催しがありますが参加しませんかということとはたびたびされているのですよね。

スポーツ推進課長) そうです。

浅井委員) では市民なら誰でも参加できるという形ですね。

スポーツ推進課長) そうです。

小石委員) そこにこの推進員の方がおられるということですね。

スポーツ推進課長) そうです。

浅井委員) 企画もなさる場合もあるのですか。

スポーツ推進課長) 企画もします。定例会議の中で、行事ごとの企画会議もありますし、専門的に分野別にやるときもあります。

浅井委員) 今年度から2名増え、27人になったのですか。

スポーツ推進課長) 通常25名が27名になったということです。

浅井委員) 今回辞任される方は、個人的な事情ということでしょうか。

スポーツ推進課長) 一身上の都合となっております。お一方については、私学の学校の教諭なのですが、そちらのほうはかなり忙しくなってきたという事情は聞いております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第21号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、日程第5、報告第9号「南芦屋浜地区教育施設用地について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

管理部長) 補足させていただきますと、教育委員会のほうから最終的な判断が難しいということで市長のほうに総合的な判断を投げかけて、このたび回答を受けたところになります。基本的には回答に沿った形で教育委員会としても進めていくことになるのではないかと考えています。

2月2日と5日に意見交換会がございますので、地域住民の方々のご意見をお聞かせいただくこととなります。そこでのご意見も踏まえて、その後の教育委員会で議案という形で事務局のほうから出させていただきますので、継続的に御審議をいた

だきまして、最終的に教育委員会としての決定をしていただくかと思っております。

現段階において教育委員会といたしましては、南芦屋浜に小学校を新設するということと、それから潮見・浜風両小学校につきましては、今、新設に伴う統廃合はしないということ、それから学校の統廃合を想定しておりませんので、学校教育審議会については設置をしないと、このあたりについて基本的に、その方向で今後進めさせていただこうと思っております。

委員長) 市長からの回答書で、今後の3校のあり方について、早急に検討するよう要請があります。南芦屋浜にこの学校をつくるということは市長部局で確定的に決まったわけではないと。その方向性で考え、県の企業庁と折衝していくということがございますので、確定的に決まったわけではございませんが、教育委員会としても今後の3校のあり方について、もし南芦屋浜に学校ができるのであればどうしていくのかということも検討に入っていないといけないということだと思います。

2月2日と5日、住民の方の御意見を聞くということもありますけれども、教育委員会は教育委員会として、大局的な見地から、もしつくるということであればどうしていくのかという検討もしないといけないということになっておりますので、今後そういう方向性で協議会であるとか、場合によっては臨時の教育委員会でこの件について検討していくことになるのではないかとと思っております。

そういう方向性で、まずこの回答書が来て、こういう報告書が来ましたので、これを受けて教育委員会として今後検討して

いくという形の確認をさせていただきたいと思えますけれども、
そういうことでよろしいでしょうか。

その他、特に御意見がなければ確認させていただくというふう
にさせていただきます。

委員長) 日程第6 閉会宣言